

京都市告示第 5 9 1 号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 4 年 3 月 1 日

京都市長 門 川 大 作

道 路 の 種 類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
大原野101号線	西京区大原野東竹の里町三丁目300番地の1地先から 同区大原野上里北ノ町1127番地の1地先まで	令和4年3月15日 午後3時
大原野108号線	西京区大原野上里北ノ町899番地の1地先から 同町1130番地の2地先まで	令和4年3月15日 午後3時

(建設局土木管理部道路明示課)